## 令和6年度

# \*\*\*\*\*\* 倉吉市不妊治療費助成金交付事業のお知らせ \*\*\*\*\*\*

倉吉市では、妊娠・出産を望むご夫婦の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができるように、体外受精及び顕微授精(以下、特定不妊治療という)のうち、保険適用外になる治療(※1)に要した費用の一部を助成します。

(※1) 令和4年4月1日以降の治療より、基本的な治療は全て保険適用されることとなりましたが、 治療内容により保険が適用されないものがあります。

倉吉市の助成は、鳥取県の助成への上乗せになりますので、まずは鳥取県へ申請してください。

#### 助成対象者

\*次の(1~5)全てに該当する方



- 1: ご夫婦(事実婚含む)
- 2: 助成金の交付を申請する時において、「夫」若しくは「妻」のいずれか一方または両方が 倉吉市に住所を有している
- 3: 医療保険の被保険者または被保険者の被扶養者
- 4: 鳥取県特定不妊治療費助成金交付の決定を受けている
- 5: 市税等の滞納がない

## 対象となる治療



令和6年4月1日~令和7年3月31日に実施した特定不妊治療

#### ★★助成対象にならない治療★★

- ・卵胞が発育しないため又は排卵終了のため中止となったもの
- ・採卵準備中、体調不良等により中止となったもの

不妊検査のみ・着床前検査は助成対象外です。鳥取県にお問い合わせください。

#### 助成内容

(表 1 参照) 🕌



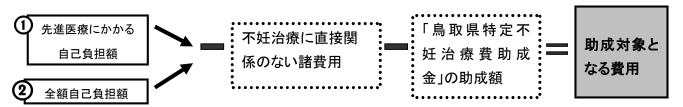
① 保険適用の診療と組み合わされて実施された先進医療への助成

5万円 (治療1回につき)を上限とする

② 自費診療(全額保険適用外)で実施された治療への助成

特定不妊治療に要した経費のうち<u>助成対象となる費用</u>に対し、1年度あたり10万円を上限とし通算して5年度まで助成

【助成対象となる費用の考え方】(表1)



### 実施医療機関

日本産科婦人科学会ART登録医療機関(鳥取県)

医療機関名	住所	電話番号
タグチIVFレディースクリニック	鳥取市覚寺 63-3	0857-39-2121
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	0857-26-2271
医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック	米子市車尾南 2-1-1	0859-35-5212
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1	0859-38-6642
彦名レディースライフクリニック	米子市彦名町 2856-3	0859-29-0159

※県外の医療機関においても、登録されている医療機関であれば対象とします。

## 申請方法



「特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書」に添付書類を添えて提出してください。

・「鳥取県特定不妊治療費助成金」の申請書が2枚複写になっていますので、1枚目を県の助成金申請に使用し、2枚目を倉吉市の申請に使用してください。

(紛失された方は倉吉市のホームページからダウンロードできます)

### 添付書類



- (1) 鳥取県特定不妊治療助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
- (2) 夫及び妻の医療保険証の写し
- (3) 医療機関発行が発行した特定不妊治療に係る領収書の写し
- (4) 振込先口座の通帳の写し(申請者名義の通帳)
- (5) 印鑑

#### 申請期間



## 令和6年4月1日~令和7年3月31日

ただし、<u>令和7年2月1日~令和7年3月31日の間に治療が終了した場合</u>は、 令和7年6月30日まで申請できます。

○ (そのうち、<u>令和7年4月1日~令和7年6月30日に申請をされた場合</u>は、 令和7年度分の助成金として扱います)

●●申請先・お問合せ先●●

倉吉市子ども家庭課 すこやか支援係

電話:0858-27-0031

FAX : 0858-22-8135 倉吉市堺町二丁目 253番地1

(倉吉市役所 第2庁舎2階)

